

ドイツの税理士と銀行との信頼関係に学ぶ

株式会社TKC 名誉会長 飯塚真玄

謹賀新年。

まずこの一年、皆さんと皆さんのご家族の健康と幸せとを祈ります。

そして本年も、「自利利他」^{ジリト・リタライフ}の精神を仕事の使命感の源泉とし、「顧客への貢献」に向かつてベストを尽くしましょう。

さて、私は昨年十一月、ドイツで開催されたDA TE V—TKCミーティングに二年ぶりに参加することができました。

今回、私の訪独の契機^{きかけ}は、四年前に亡くなったDA TE V創業者ハインツ・セビガー博士を顕彰してニュルンベルク市が開設した「ハインツ・セビガー博士通り」(“Dr.-Heinz-Sebiger-Straße”)を見ることでした。それは十一月十五日に長女で医師のレナーテさん(Dr. Renate Sebiger)の案内により実現しました。そして翌日、オーストリアとの国境に近いベルヒテスガーデン(Berchtesgaden)に向かい、TKCチームと合流したのでした。

最大の収穫はミュンヘンの銀行で

今回のDA TE V社とのミーティングの公式日程は十一月十八日の一日だけでした。

その代わりにDA TE V社が、TKCからの要望を入れて、ドイツの金融機関とのミーティングを設定してくれたのです。

十一月十九日の火曜日、ミュンヘンの中心街にあるミュンヒナー銀行(Münchner Bank AG)を訪問したのです。

参加したTKC会員は、全国会会長の坂本孝司先生、松本憲二先生、久田英詞先生、濱田秀文先生、鈴木信二先生の五名でした。

この銀行について、ウェブサイトを見ると、「一八六二年に設立され、バイエルン州で最も古く最大の信用組合です。ミュンヘン地域の四十一か所に五二五人の従業員がおり、総資産は二十六億二五〇〇万ユーロ(約三〇億七千万ドル)です。信用組合銀行として機能し、小規模企業やリテールバンキングの顧客に金融サービスを提供しています」とある。

応対した方は、副頭取で取締役のミヒャエル・ダンドルフアー(Michael Dandorfer)氏。十時三十分からの会議は、あらかじめ当方が提出していた「質問状」にそって進められました。そのなかでダンドルフアー氏は次のように述べたのです。

「私どもは税理士から受領した年度決算書をそのまま、当行の銀行システムの格付けに使用します。また、年度決算書の格付けに加えて、口座ベースの格付けを行います。ここでは、預金の異動や与信枠の利用率を分析します。しかし融資判断に関しては、ベシヤイニグング付きの年度決算書が融資の基本要件となります。それは、私たちがドイツの税理士の高い専門性を信頼しているからです」

“Wir verwenden also die Jahresabschlüsse, die wir von den Steuerberatern bekommen, eins zu eins für unsere Ratingprüfthematik im Banksystem. Und neben dem Jahresabschluss-Rating verwenden wir ein kontobasiertes Rating, wo die Kontenbewegungen und die



ミュンヘン銀行 (Münchner Bank eG)



副頭取のミハエル・ダンドルファー
(Michael Dandorfer) 氏



左がDATEV監査役のニコラス・ホフマン (Nicolas Hofmann) 氏



坂本会長による記念品の贈呈

Limit-Auslastungen entsprechend analysiert werden. Für eine Kreditentscheidung ist für uns allerdings ein bescheinigter Jahresabschluss Grundvoraussetzung um einen Kredit zu vergeben, weil wir auf die hohe Expertise der Steuerberater in Deutschland vertrauen.”
そして驚いたことに、いま日本で増えつつある粉飾決算について尋ねたところ、即座に

「当行ではそのような事例にあったことはありません。税理士が作成し、ベシヤイングングをつけた決算書は十分信頼に足るものです」という返事が返ってきたのです。

このような決定的に重要な言葉を金融機関の責任者から直に聞くことができたことは、今回の旅行での最大の収穫でした。

ドイツの金融機関は税理士を完全に信頼している。そこには不信感やだまし合いなど一切ない。税理士が作成した決算書に満幅の信頼を寄せている。そこにあるのは理想的な信頼関係である。実にすがすがしい。

この説明にTKC会員の先生方も非常に驚き、かつ感動されていました。そのようなドイツの実情は、かねて故飯塚毅博士から聞いていました。だからこそ飯塚博士は「税理士は国家と社会から絶対の信頼を得るように努めるべきだ」と述べられていたのです。

またドイツの税理士の皆さんからも聞いていました。しかし今回、ドイツの金融機関の責任者から「我々は税理士を全面的に信頼しています」という言葉を、この耳で、かくも明快に聞いたのは初めてのことでした。

ドイツ税理士の職業規範は本物だ

そのような説明をされたダンドルファー取締役に対して、参加した鈴木信二先生は、次のような質問をされています。

【質問】粉飾された決算書を受け取ったことがないという驚きました。もし、粉飾があった場合、どのような対応をされるのでしょうか？

【回答】企業も税理士も責任を問われるでしょう。ドイツでも貸し倒れはありますが、その場合は決算書が提出されなくなることが多いです。銀行から決算書の提出を要求しますが、先延ばしになります。その場合、銀行は口座の流れを見て、この企業は危ないという判断をします。

【質問】ということは、税理士は決算書を作らないということを選ぶのでしょうか？

【回答】よくあるのは、経営者から「税理士を変えました。まだ、この税理士は当社のことを把握できていないので、決算書の作成が遅れています」と言われます。

この「回答」は、だらしない経営者の言い分です。では、なぜそんな返事になるのかというと、ドイツの税理士はどのような企業の決算書を作ることができないからなのです。

ドイツ税理士が、関与先企業の決算書とその「証明書」をつくるプロセスで課せられる義務は、日本から見ると大変厳しいものとなっています。それはドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の判決及びドイツ連邦税理士会の声明などに基づいたものとなっています。つまりドイツでは、税理士会が率先して税

理士の社会的権威を高めるために、高度な指導力を発揮し、かつ会員もこれを遵守しているということなのです。

その内容については、『TKC会報』2018年10月号に掲載されたエアランゲン・ニュルンベルク大学クラウス・ヘンゼルマン教授(Prof. Dr. Klaus Henselmann)の「ドイツにおける税理士による中小企業会計指導の重要性」と題する講演録が参考になります。そのようなルールを厳格に守っているからこそ、ドイツの金融機関が税理士を信頼するのは当然なのです。

ところで、この場にはDATEV社の監査役会議長で税理士のニコラス・ホフマン(Nicolas Hofmann)氏も参加されていました。氏は「銀行は税理士を当然にも信頼してくれている」と強調しながらも、「だが、5%くらい、年老いて、ダメな税理士がいる」と嘆いていました。

これは本当に凄いことです。なぜならドイツの若手税理士は、妥協せず必死に頑張っていることになるからです。だから95%の税理士が金融機関から完璧に信頼されている。これがドイツの税理士業界の現状なのです。

その対極にある日本の悲劇

ここで思い出すのが、私が『とこしえ』平成28年11月号に書いた日本の現状です。

「いまから三年前の平成二十五年二月、東京の新宿でTKC地域会主催の夜間導入セミナーを傍聴したことがあります。

当社のセンター長とSCGのほかに、地域のニューメンバーズ・サービス委員の先生方が二名。未入会の税理士先生は十二、三名ほど参加されていました。

最初のセッションに続いて、ある銀行の支店長さんが講師に立ちました。そのかたは、簡単な自己紹介のあと、突然単刀直入にこう言い放ったのです。

『いいですか、皆さん。私どもの銀行では、皆さん(税理士)が作った決算書は全然信用していないのですよ』

私は、その乱暴な物言いにまず驚き、そして、この人物はいい度胸をしているかと呆れました。その一方で、私は誰かが立ち上がり、机をドンと叩いて、

『無礼者。何を言うか！』

と言うかとひそかに期待しました。

しかし、会場の皆さんは全員が下を向いたまま、しーんと沈黙しておられました。」

私にとってこの経験は非常に悔しく忘れない記憶となりました。

MISで日本の現状を打開する

なぜ日本とドイツでこうも違うのか。そこをよくよく考えると、私は「ドイツに

は『正規の簿記の諸原則』("Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung (GoB)")があるからだ」という結論に達してしまうのです。ドイツの経済社会において"GoB"は「公理」のようなものです。(これを「不文律だ」と言ったのが田中耕太郎博士で、「いや、有文律だ」と反論したのが飯塚毅博士です)ドイツにおいて"GoB"は、税理士などの職業会計人とはもとより、税務当局、すべての官公庁、裁判所、そしてすべての金融機関が尊重すべき会計ルールなのです。日本にはこれに匹敵するものが無かった。そこが日本の不幸の始まりなのだと思います。

ここで「無かった」と書いたのは、「中小会計要領」(2012年・平成24年)が生まれるのが遅すぎたからです。今日においても、その存在が社会に浸透していないのです。

日本の金融機関は、「GoB」のような社会的規範となる会計基準をもっていない。だから税理士が「中小会計要領」に準拠した決算書を作成しても信頼してくれないのです。

しかし、この事態を変えるのが「TKCモニタリング情報サービス(MIS)」となるはず。MISから届く数十万社の決算書が「中小会計要領」に準拠していたなら、金融機関の態度はガラリと変わるはず。

MISには回天の力がある。これがまもなく作動する。というのが私の今年の初夢です。■